

# ASAHI NEWS

平成31年1月10日  
第106号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 1月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

- 1月10日：源泉所得税の納期限
- 1月21日：源泉所得税の納期限(特例適用者)
- 1月31日：支払調書、給与支払報告書の提出
- 1月31日：償却資産申告書の提出

### 経営・経済

- 1月08日：消費動向調査発表(内閣府)
- 1月10日：景気動向指数速報発表(内閣府)
- 1月18日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 1月22日：日銀金融政策決定会合(日銀、23日まで)
- 1月22日：世界経済フォーラム年次総会(スイス、25日まで)
- 1月23日：貿易統計発表(財務省)
- 1月30日：米・2018年第4四半期GDP速報値(商務省)
- 1月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



---

**新年明けましておめでとうございます。**

本年も引き続きお引き立てのほど、宜しくお願いいたします。

---

## 平成31年度税制改正大綱 速報版①

項目	内容	適用時期等
個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設 (相続税・贈与税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一定の認定を受けた相続人が相続等により<b>特定事業用資産</b>を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、一定の<b>相続税の納税が猶予</b>されます。</li> <li>②①の特定事業用資産は、被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く)の用に供されていた<b>土地(面積400㎡までの部分に限る)</b>、<b>建物(床面積800㎡までの部分に限る)</b>及び建物以外の<b>一定の減価償却資産</b>で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されるものとされます。</li> <li>③贈与税についても同様の制度が創設されます。</li> </ul>	2019年1月1日から2028年12月31日までの相続等、贈与に適用
特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し	① <b>相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等</b> が小規模宅地等の特例適用対象外となります(その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く)。	2019年4月1日以後の相続等から適用(同日前から事業の用に供されている宅地等は除く)
教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適用期限が2021年3月31日まで延長されます。</li> <li>②受贈者の前年の<b>合計所得金額が1,000万円</b>を超える場合は適用対象外となります。</li> <li>③贈与者の<b>相続開始前3年以内の贈与</b>について、受贈者が23歳未満である等一定の場合を除き、相続税の課税対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②2019年4月1日以後の贈与から適用</li> <li>③2019年4月1日以後に贈与者が死亡した相続等から適用</li> </ul>
結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適用期限が2021年3月31日まで延長されます。</li> <li>②受贈者の前年の<b>合計所得金額が1,000万円</b>を超える場合は適用対象外となります。</li> </ul>	②2019年4月1日以後の贈与から適用
配偶者居住権等の評価の創設	民法改正に伴い <b>配偶者居住権等</b> の財産評価額が下記ようになります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①居住建物(配偶者居住権が設定された建物): 建物の時価×(残存耐用年数 - 存続年数)/残存耐用年数 ×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率</li> <li>②配偶者居住権: 建物の時価 - ①</li> <li>③居住建物の土地所有権: 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率</li> <li>④配偶者居住権(敷地に関する権利): 土地の等の時価 - ③</li> </ul>	(民法) 配偶者居住権の創設は2020年4月1日
その他民法の改正に伴う見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>相続税の未成年者控除</b>の対象となる相続人の年齢が<b>18歳未満</b>(現行20歳未満)に引き下げられます。</li> <li>②<b>相続時精算課税制度等</b>の受贈者の年齢要件が<b>18歳以上</b>(現行20歳以上)に引き下げられます。</li> </ul>	2022年4月1日以後の相続等または贈与から適用
事業承継税制の手続きの見直し	①一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が <b>資産保有型会社・資産運用型会社</b> に該当した場合においても、その該当した日から <b>6月以内</b> にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の <b>取消事由に該当しない</b> こととなります。	大綱に明記されず
新しい住宅ローン減税の創設	① <b>消費税等の税率が10%</b> である住宅等を取得し、 <b>2019年10月1日から2020年12月31日</b> までの間に居住の用に供した場合について、住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設され、適用年の <b>11年目から13年目</b> も一定の特別控除が受けられるようになります。	2019年の所得税から適用
被相続人の居住用財産(空き家)を売却時の特例の拡充・延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>①空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、適用期限が2023年12月31日まで延長されます。</li> <li>②被相続人が<b>老人ホームに入居</b>していた等の一定の場合も適用の対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①2023年12月31日まで延長</li> <li>②2019年4月1日以後の譲渡について適用</li> </ul>
NISAの利用開始年齢の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民法の改正に伴い、<b>NISA</b>の利用開始年齢が<b>18歳以上</b>(現行20歳以上)に引き下げられます。</li> <li>②①と同様に<b>ジュニアNISA</b>の非課税期間が<b>18歳</b>(現行20歳)に引き下げられます。</li> </ul>	①② 2023年1月1日以後に開設される口座等に適用

この速報版は平成30年12月14日公表の平成31年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。

## 平成31年度税制改正大綱 速報版②

項目	内容	適用時期等
法人事業税の税率改正	①法人事業税の一部を分離して、 <b>特別法人事業税(仮称)等</b> が創設されます。 ②①の創設に伴い、法人事業税の税率が引き下げられます。	①② 2019年10月1日以後に開始する事業年度に適用
中小企業者等の法人税の軽減税率の期限延長	①中小企業者等の法人税の <b>軽減税率15%</b> (本則19%)が2年延長されます。	2021年3月31日までの開始事業年度まで延長
研究開発税制の見直し	①試験研究費の <b>総額に係る税額控除制度</b> について、税額控除率が見直されたうえ、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%(現行25%)に引き上げられます。 ②試験研究費の額が <b>平均売上金額の10%</b> を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例について、一定の改組の上、その適用期限が2年延長されます。 ③試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の <b>上限が14%</b> (原則10%)となり、特例の適用期限が2年延長されます。 ④ <b>中小企業技術基盤強化税制</b> について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直され、その適用期限が2年延長されます。	① - ④ 2021年3月31日までに開始する事業年度まで延長
中小企業投資促進税制の2年延長	①青色申告書を提出する中小企業者が適用対象資産を取得等した場合に <b>特別償却(最大30%)</b> できる制度の適用期限が2年延長されます。	2021年3月31日までの取得等について適用
中小企業経営強化税制の2年延長	①青色申告書を提出する中小企業者等が <b>中小企業等経営強化法</b> の認定を受けた経営力向上計画に基づき適用対象資産を取得等をし、指定事業の用に供した場合に、 <b>特別償却(最大100%)</b> できる制度の適用期限が2年延長されます。	2021年3月31日までの取得等について適用
特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特例の2年延長	①青色申告書を提出する法人で <b>認定経営革新等支援機関</b> による経営の改善に関する指導及び助言を受けた中小企業者等が適用対象資産を取得等をし、指定事業の用に供した場合に <b>特別償却(最大30%)</b> できる制度の適用期限が2年延長されます。	2021年3月31日までの取得等について適用
中小企業等経営強化法の改正に伴う特別償却制度の創設	① <b>中小企業等経営強化法の改正</b> を前提に、青色申告書を提出する中小企業者のうち、同法の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の改正法の施行日から2021年3月31日までの間に、その認定に係る一定の設備等の取得等をした場合に <b>特別償却(最大20%)</b> できる制度が創設されます。	中小企業等経営強化法の改正の施行日から2021年3月31日までの間の取得等について適用
中小企業向けの各租税特別措置等における「みなし大企業」の見直し	①中小企業向けの各租税特別措置法等における <b>みなし大企業の範囲</b> について、以下の法人が追加されます。 ・大法人(資本金5億円以上等の法人)の100%子法人 ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式または出資の全部を保有されている法人	大綱に明記されず
移転価格税制等の見直し	①移転価格税制の <b>独立企業間価格</b> の算定方法として、いわゆる <b>DCF法</b> が追加されます。 ②移転価格税制の更正期間及び更正の請求の期間等が <b>7年(現行:6年)</b> に延長されます。 ③過大支払利子税制について、 <b>国内利子は制限対象外</b> とされます。損金不算入額は対象純支払利子等の額が調整所得金額の <b>20%</b> (現行50%)を超える場合に拡大されます。	2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用
ふるさと納税	以下の基準に適合する都道府県等をふるさと納税(税額控除)の対象として指定されます。 ①寄付金の募集を適正に実施する都道府県等 ②①の都道府県等が返礼品を送付する場合には、 <b>返礼品を地場産品</b> に限定し、その <b>返礼割合も3割以下</b> であること。	2019年6月1日以後に支出された寄付金から適用

この速報版は平成30年12月14日公表の平成31年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。